

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金などの支払期限の延長について

【発表の要旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金などの支払いが困難な方の支払期限を延長します。

1 対象となる方

次のいずれかに該当する方の支払期限を延長します。

- (1) 新型コロナウイルスの感染者または感染の疑いにより、水道料金等の支払い手続きが困難な方
- (2) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により収入が減少し、水道料金等の支払いが困難な方

2 対象となる料金・使用料

水道料金、公共下水道施設使用料、特定環境保全公共下水道施設使用料、農業集落排水施設使用料、集合浄化槽施設使用料、戸別浄化槽施設使用料

3 対象となる請求

令和2年4月から6月に請求した分の水道料金等が対象

4 延長後の支払期限

令和2年7月31日（金）

5 申し込みの方法

請求を受けた方からの電話による申し出によります。

申し出の際には、新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取るとともに、必要に応じて状況を確認できる書類を提出していただく場合があります。

6 その他

新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、更なる支払期限の延長も検討します。

【担当】

上下水道課 経理係

係長 工藤 裕志

電話 0195-74-2111（内線 1272）